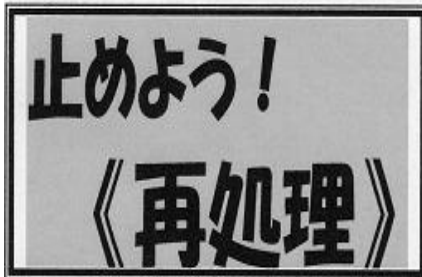


三陸の海を放射能から守る
岩手の会 (略称) **三陸の海・岩手の会**
 郵便振替 02240-5-102650
 ホームページ 《再処理／岩手の環境》
<http://sanriku.my.coocan.jp/>
 《本紙の全バックナンバー掲載》



《**天恵の海**》
 2015(平成27)年
 5月15日
 第155号
 編集事務局 S.Oshida
 TEL・FAX 019-623-1636

主権在民・基本的人権・平和を守るために!

憲法記念日 横浜大集会



撮影 『正しい報道ヘリの会』 野村雅也 J V J A

日本国憲法は、主権を持つ国民の基本的人権を守り抜くために政府が存在する、と定めています。この原則は首尾一貫しなければなりません。しかし、民主憲法の原則に則った正しい情報提供と討論がないまま原発増設が進められ、ついに福島原発大事故を起こしてしまいました。環境基本法には残念ながら「放射性物質の規制は除く」という空白があったことを国民は原発事故が起きるまで気がつかないでいました。一昨年の環境法改正でその条項は削除されましたが、肝心の「放射性物質の汚染防止措置」は未だに決められていません。「原発事故子供・被災者支援法」が二〇一二年六月に成立しましたがほとんど機能していません。これで憲法の基本的人権が守られているといえるのでしょうか。

憲法を無視した無責任な政治を許さないために、三万人の市民が横浜に大結集しました。平和で安全な日本のために、みんなの力を出し合っ、国民総参加の運動を進めよう。(〇)

再処理工場からのトリチウム放出 環境基本法で規制するべきだ

◇東電と福島県漁連との地下水バイパス放出の水は『海洋放出運用基準』として二〇一四年三月に両者が合意したものであり、六カ所再処理工場排水と同じく海洋放出濃度である。単純に比べられないという見解には納得出来ない。さらに政府答弁書には「原発からの放出濃度規制値は希釈を行ったあとの周辺監視区域で

再質問 その1

漁業者は海洋汚染を防止してほしいのだ
 《再質問》

政府答弁書には「福島原発の地下水バイパス水と、六カ所工場の放出液のトリチウム濃度は単純に比べられない」とある。しかし

再質問書提出

参議院質問主意書
再処理工場の大事故防止を質す
川田龍平議員
 川田龍平参議院議員は、受領した政府答弁書には答弁漏れや疑問が多々見られるとし、当会とも連携して四月三〇日、再質問書を提出しました。

の測定値で、再処理工場の濃度と単純比較出来ない」とある。しかし、◇「放射性同位元素に関する各核種毎告示」(原子炉等規制法・規定)では「排液中又は排水中の濃度限度」とし、トリチウム水六万ベクレル/リットルとなっている。

◇そして政府答弁書では「施設周辺監視区域外における一般公衆の被曝は年間1ミリシーベルト以下となる」と机上計算しているが、関連する次の回答がなかった。○沖合の海に高濃度の放射能を放出しながら(陸上の)施設周辺の住民被曝が年間1ミリシーベルト以下ならよしとするのでは海洋生態系を全く考慮せず環境無視であろう。

○「線量限度告示」には一千種以上の核種が記載されている。これを守ることが環境と人々を守る最低限の規制である。再処理工場にはなぜ適用されないのか？

環境基本法の整備を急げ

◇環境基本法第二章「放射性物質の環境基準」と「環境基本計画」はいつ定めいつ実施するのか。
◇再処理工場放射性廃液について「海洋環境アセスメント」はなぜ行わないのか？

◇年間トリチウム海洋放出計画の量が一京八千兆ベクレルとされ、アクティブ試験ではこれに相当する放出日があった。これでは環境基本法第五条(国際的協調による地球環境保全)に逆行する。

◇アクティブ試験最盛期(二〇〇六〜八年)に日本原燃の行った海水のトリチウム検査では「不検出」であった。しかし、東北電力や環境科学技術研究所の検査では測定されていた。日本原燃のモニタリングの信頼性について、国の見解を問う。

再質問 その2

重大事故防止と新規制基準 危機管理意識が希薄だ

い。再処理工場の重大事故防止問題に関わる新たな審議委員会を作り大津波と最悪事故時の深層防護を検討する等積極的具体的対応策について見解を示されたい。

◇世界の再処理施設事故の事例と地震大国の我が国の現状から「再処理工場での同時多発事故時の放射能放出抑制等の対応が審査されているのか。」

◇原子力規制委員の「倫理行動規範」について、田中知委員は「昨年六月まで日本原燃から報酬を得ていた」が経歴に書かれていない。事実関係を明らかにし見解を示してほしい。

重大事故時放射能拡散シミュレーションは？

◇重大事故時放射能物質拡散シミュレーションをやっているのか、やっていないのか？原子力災害に関わる地域防災計画のためにシミュレーションは不可欠であるはずだ。

◇東海再処理工場高レベル廃液対策で、津波対策を調査していないのは原子力研究開発機構という専門家集団として役割を果たしていない

再質問 その3

高レベル廃液対策とアクティブ試験 高レベル廃液の 重大事故対策不十分

廃液貯蔵量が増えて
いるのはなぜか？

政府答弁書では「平成二七年三月四日時点における六カ所再処理工場の高レベル放射性廃液の貯蔵量は約二二三一立法リである」と答えているが、

◇この答弁書の廃液量の数字は、二年前の質問の「平成二五年二月一日時点での高レベル廃液は二〇二立方メートル貯蔵している」と比較して二一立方メートル増えている。その後ガラス固化

体が約四〇本作られており、減るはずが増えて
いるのは何故か、詳しく経過を知りたい。

◇「高レベル放射性廃液は冷却が出来なくなると約二四時間で沸騰」というが、学会報告では一五時間とあった。この到達時間についての計算方法を確認したい。

◇「今後六カ所再処理工場における危険な廃液の発生はガラス固化可能分だけに留め常時貯蔵ゼロにするよう規制すべきではないか」という質問に答えていない。

岩手県議会

稼働すれば膨大な放射性トリチウムが流される 再処理工場トリチウム規制請願不採択

岩手県議会に提出されていた「六カ所再処理工場放出のトリチウム濃度を原発並に規制するよう関係機関に求める請願」が三月二三日の本会議で不採択となりま

した。残念ながら「風評被害を恐れる」という意見が多く賛成少数で否決でした。

本会議では、小西和子議員と斎藤信議員が討論に立ち、トリチウムの内部被曝の健康被害やアクティブ試験で大量の廃液が流された事実

を説明し漁業を守るため採択すべきであると

主張しました。残念ながら今回は不採択でしたが、再処理が再開され廃液が流されれば、放射性物質により海洋生態系が乱され水産物に影響し、食の安全を脅かし漁業者の生活に困難をもたらします。

実害が出ないうちに厳しい規制を求める声を上げよう。

